

支部ニュース

2025年11月 No.623

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口 II 202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

- 2026年2月支部総会のメイン講師が決定のお知らせ
- 2025年ソフトボール大会開催のご報告 東京合同法律事務所 小河 洋介
- 12月拡大幹事会 学習会のお知らせ
- 河合塾ユニオン、書記長佐々木さんの契約非締結・団交拒否事件で完全勝訴（2）
～講師職への復帰と中間収入の控除なきバックペイを実現する完全勝利！～
中野すずらん法律事務所 久保木 亮介
- 震災復興関連業務で公務災害認定～逆転勝訴の東京高裁判決が確定～
東京法律事務所 中川 勝之

2026年2月支部総会のメイン講師が決定しました！



三牧聖子先生

(同志社大学大学院グローバル・スタディーズ 研究科教授)

今年の参議院選で、金権政治への批判を受けて自公政権（当時）は過半数を割りましたが、「日本人ファースト」を謳う政党が躍進し、高市政権が誕生する結果となりました。同政権のもと、米政権の意向を汲んだ軍拡の前倒しや、台湾についての「存立危機事態」発言を契機とした中国との関係悪化が進んでいます。このような日本と世界をとりまく深刻な状況に自由法曹団がどのように対峙してゆくか、悩みと模索の最中にあります。

そこで、著書「Z世代のアメリカ」「アメリカの未解決問題」において、米国の政治・社会状況に鋭く切り込んでおられる三牧先生に、「アメリカと日本の現在～私たちの希望はどこにあるか」（仮題）につきご講演いただくことになりました。ぜひご予定ください。

【総会概要】

日時 2026年2月20日（金）13時～21日（土）12時
場所 KKRホテル熱海（国家公務員共済組合連合会熱海共済会館）
静岡県熱海市春日町7-39 J R 热海駅から徒歩圏内

2025年ソフトボール大会開催のご報告

事務局次長 小河 洋介（東京合同法律事務所）

2025年ソフトボール大会が10月24日（金）に大井ふ頭中央海浜公園にて開催されました。

今年は8チームの参加があり、4チームごと2グループによる予選を行い、順位決定戦を実施しました。

しかし、予選最終試合の途中で雨が降り始め、グラウンドがぬかるみ滑りやすくなつたことから、安全性を考慮して、やむなく、大会については異例の降雨中止となりました。

これにより予選最終試合も途中で中止となり、順位決定戦も未了のまま大会自体は幕を閉じてしましました。なお、途中で中止となつた予選最終試合については、各コートの審判の裁量により試合の裁定（各チーム9人勝ち抜きジャンケン、ドラコン3本勝負など）が行われました。



大会終了後の表彰式兼懇親会は、例年通り会場内食堂で行う予定でしたが、食堂担当者の計らいで時間を繰り上げて表彰式兼懇親会を開催できましたので、順位決定戦を急遽行うことになりました。順位決定戦は、異例の開催ということもあり、その方法について私は全くアイデアがなく、会場参加者から方法を募ったところ、「ジャンケン」、「あっち向いてホイ」といった極めてシンプルかつ公平な対戦方式が挙げられましたので、即採用し、各チーム代表者による熱い「ジャンケン」、「あっち向いてホイ」対決が繰り広げられました。また、優勝決定戦は、参加景品の中に入っていた「黒ひげ危機一髪」を用いた対決となり、こちらも大変な盛り上がりを見せ、最終的に東京法律事務所が優勝を飾りました。





最終順位は次の通りです。

- 1位 東京法律事務所
- 2位 東京南部法律事務所
- 3位 埼玉労働弁護団、中野すずらん法律事務所合同チーム
- 4位 東京合同法律事務所
- 5位 東京東部法律事務所
- 6位 旬報法律事務所
- 7位 城北法律事務所、渋谷共同法律事務所合同チーム
- 8位 ひめしやら法律事務所

本年度は雨天中止というイレギュラーな大会となってしまいましたが、例年より多くの方にご参加いただけたように見えました。来年度も多くの皆様のご参加をお待ちしております。



12月拡大幹事会 学習会のお知らせ

「<最新情勢>選択的夫婦別姓の実現に向けて」

12月の拡大幹事会では、選択的夫婦別姓を取り上げます。

高市早苗首相は、選択的夫婦別姓に明示的に反対して通称使用の拡大を主張しています。

通称併記を推進する政策のもとでの最新の議論状況と、選択的夫婦別姓の実現に向けた運動について、第一人者である井田奈穂氏にご講演いただきます。

ぜひご参加ください。

<講師プロフィール>

一般社団法人あすには
代表理事 井田 奈穂

The graphic features a blue background with a white grid pattern. At the top left is a large, stylized number '1'. To the right, the text '次回の拡大幹事会' (Next expanded executive committee meeting) is written in black, followed by '選択的夫婦別姓' in a large, bold, blue font. Below this, there are two circular bullet points: '日時' (Date and time) with '12月22日(月) 16:00~17:00', and '会場' (Venue) with '団本部+ZOOM' and '(終了後忘年会予定)'. To the right of the text is a small illustration of a woman with dark hair, pointing upwards with her right hand. At the bottom, a blue horizontal bar contains the text '14:30~16:00の幹事会にもぜひご参加ください。' (Please also participate in the executive committee meeting from 14:30 to 16:00).

企業広報、ライターとしての活動の傍ら、再婚での改姓をきっかけに、2018年選択的夫婦別姓の法制化を目指す当事者団体を創設。

2023年法人化し、現職。1,000人を超えるメンバー登録者、経済・法曹団体などと地方議会・国会へのロビー活動を協働。2024年国連女性差別撤廃条約に基づく日本審査にNGOとして参加、4度目のより強い改善勧告につなげた。

同年、FORBES JAPAN「いま注目のNPO50」に選出。2025年6月17日衆議院法務委員会で参考人意見陳述。共著に「選択的夫婦別姓は、なぜ実現しないのか？：日本のジェンダー平等と政治」（花伝社）



公式HP はこちら
<https://asuniwa.org/>

河合塾ユニオン、書記長佐々木さんの契約非締結・団交拒否事件で完全勝訴（2）～講師職への復帰と中間収入の控除なきバックペイを実現する完全勝利！～

久保木 亮介（中野すずらん法律事務所）

<こちらの記事は支部ニュース10月号掲載の続きになります。>

前号掲載の（1）では、①河合塾ユニオンの佐々木さんの労働者性、②河合塾の不当労働行為（佐々木さんとの講師契約の不締結、団交拒否等）が地労委、中労委で認められ、③原職復帰と中間収入の控除なしバックペイを内容とする地労委の救済命令が中労委でも維持されたところまでを紹介しました。前号もぜひご覧ください。

取消訴訟における争点と佐々木さん・竹中委員長の尋問実施

労働委員会の救済命令の内容の適法性が訴訟において争われる場合の判断基準については、第二鳩タクシー事件最高裁判決があります（組合役員ら6名が解雇された事件。最判昭和52.2.23）。

同判決は、（1）法が救済命令の内容につき労働委員会に広い裁量権を与えた趣旨に照らし、裁判所は労働委員会の裁量権を尊重し、裁量権の行使が法の趣旨に照らして是認される範囲を超えると著しく不合理であって濫用にわたらない限り、当該命令を違法とすべきではない、（2）解雇に対する救済命令の内容は、①被解雇者の個人的被害と②組合活動一般に対する侵害も考慮して、それを除去、是正して正常な集団的労使関係秩序を回復、確保するという観点からも具体的に決定されなければならない、と判示しています。

河合塾が中労委を被告として取消訴訟（東京地裁）でも、上記最高裁の判断基準に従い、不当労働行為（契約非締結と断交拒否）により生じた①佐々木さん個人の被害の内容・程度と、②河合塾ユニオンの活動に対する侵害の内容・程度が争点となり、佐々木さん自身と竹中委員長の尋問が実施されました。

前述の最高裁は、労働委員会には広い裁量権があるとしつつも、結論としては地労委の救済命令のバック・ペイを命じた部分を取消した地裁・高裁を支持し中労委の上告を棄却しており、その後も①個人の被害と②組合活動の侵害につき過小評価する裁判例も少なくありません。本件でも油断はできず、①個人的被害、②組合活動の侵害のいずれについても具体的なエピソードを挙げ迫真性を高めるよう、陳述書作成や尋問の準備を周到に行いました。

佐々木さん個人の被害について

契約不締結により河合塾の仕事を失った佐々木さんは、組合書記長としての活動をつづけながら、生活を繋ぐために予備校あるいは塾での仕事を懸命に探しました。しかし、佐々木さんの契約非締



9月25日 厚労省での記者会見。
左から佐々木さん、竹中委員長、代理人藤原弁護士、久保木。

結は予備校・塾業界で広く知られており、大手・中堅の予備校は言うに及ばず、個人指導の進学塾への就職さえも困難を極めました。2015～17年までは無職・無収入の状態が続き、親族からの援助や自身の貯金で生活を維持しなければならず、もっとも収入のあった2018年も、契約非締結前の年収の6割に過ぎませんでした（河合塾は、この6割の収入につき、河合塾勤務時の収入と「遜色ない」という、呆れるしかない主張を展開しました。）。

ようやく個人指導の塾の仕事に就いた後も、集団事業と異なる個別指導には時間と労力を要し、キャンセルも頻繁で安定的な収入には程遠い状況が続きました。

これらの経緯については、佐々木さん自身が法廷で克明に証言しました。準備書面ではひどい主張を展開した河合塾も、反対尋問では佐々木さんの窮状に疑いを投げかける質問を何らせず、短時間で終了しました。事実に基づく佐々木さんの証言が、河合塾を圧倒したといえます。地裁・高裁が「法人での委託契約講師としての業務と比較して、より重い精神的、肉体的負担を伴うものであった」と認定したのは、当然のことでした。

不当労働行為が組合に与えた深刻な打撃について

契約不締結等の不当労働行為が河合塾ユニオンの組合活動に与えた深刻な打撃についても、佐々木さんさらには竹中委員長が、不当労働行為があった平成26年には新規加入者がなく、同年以降、発足以来一人もいなかつた退会者が毎年出るようになったこと、九州地区の組合員がいなくなってしまったこと、組合員が佐々木さんと同様の対応を受けることを恐れて公然化を躊躇し、本件組合への加入の勧誘や広報等の活動を担うことができなくなっていること等を詳細に証言しました。竹中委員長は、授業やそのための準備の合間に縫って、自分が授業を受け持っていない校舎にも出かけ、組合の掲示スペースに、佐々木さんの事件や他の組合員の労働条件切り下げ（コマ減）との闘いを知らせるビラやチラシを掲示するため、奔走する日々を送ってきたことを、克明に証言しました。

この争点にいても、河合塾代理人からは具体的な反対尋問は何もありませんでした。

地裁・高裁とも「法人に対するバックペイの支払命令が佐々木書記長の中間収入を控除しない内容であることをもって、救済の判断において合理性を欠くということはできず、労働委員会に認められた裁量権の限界を超えた違法があるとはいえない」と判断しました。

終わりに

裁判所で勝利する（労働委員会の救済命令に裁量権の逸脱はないとの判断を得る）前に、組合が根絶やしにされ一人もいなくなってしまった事案も少なくありません。本件では、河合塾ユニオンが活動を維持し、公然化はできないまでも佐々木さんの闘いを支援する多くの組合員や組合員OBの方々と共に、最終的な勝利を迎えることができたのは、何よりでした。勝訴確定後、組合の仲間が増えたという嬉しいニュースもありました。

労働組合法上の労働者であると認めさせることを突破口に、不当労働行為の救済命令を得ることで、原職復帰という最も望ましい結果をかちとった本件は、業務委託形式で働く多くの労働者に希望を与えるものといえます。

東京地裁の判決と解説が労働判例No.1312号に掲載されており、これが本件事案と争点を理解する上で最適ですので、ぜひ多くの皆さんに知って頂くことを希望します。

震災復興関連業務で公務災害認定 ～逆転勝訴の東京高裁判決が確定～

中川 勝之（東京法律事務所）

1 はじめに

尾林芳匡団員（八王子合同法律事務所）とともに訴訟から受任した公務外認定処分取消請求事件について、敗訴の東京地裁判決（民事第33部合議2B係、裁判長裁判官角谷昌毅・裁判官金納達昭・裁判官大門真一朗）を取り消した逆転勝訴の東京高裁判決（第22民事部ロハ係、裁判長裁判官谷口豊・裁判官増田吉則・裁判官富岡貴美）が確定したので、報告する。

2 当事者

控訴人（原告） 元渋谷区職員（現在62歳）、震災復興支援を志願
被控訴人（被告） 地方公務員災害補償基金（処分庁 同東京都支部長）

3 事案の経緯

2016年 4月 1日 福島県いわき市に派遣、家屋評価の業務に従事
2016年10月 家屋評価システム変更
2017年 2月6日頃 うつ病発症
2017年 3月31日 派遣終了
2018年10月10日 公務上認定請求
2019年11月29日 公務外認定
2020年 8月24日 審査請求棄却・到達
2021年 2月19日 提訴
2024年 5月13日 証人尋問
2025年 1月27日 東京地裁判決
2025年 9月24日 東京高裁判決、後に確定

4 訴訟の経緯・主張立証等

（1）東京地裁

ア 精神障害の公務起因性を判断するための基準として認定基準及び運用基準が策定されており、行政段階ではその該当性を主張立証することになるが、訴訟においては認定基準及び運用基準の内容を参考にしつつ、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断することになる。
イ 行政段階で発症直前の1か月の時間外勤務が90時間15分と認められていたので、この時間数を可能な限り増やすこととその時期の質的に過重な業務の状況、さらにはいわき市への派遣に伴う業務内容の変化による精神的負荷、同僚職員の自死による精神的負荷を主張立証することを目指した。すなわち、通常の労災でいうところの、100時間+「中」→「強」を目指

した。

ウ 出勤管理はLGWAN端末へのログオンによって行われていたが、退勤管理はそれによらず、時間外勤務がある場合は超過勤務命令簿への記入が必要であった。訴訟提起後、行政文書開示によって出勤の際のログオン時刻を把握し、通常は8時30分より早く、8時20数分であった。

エ 家屋評価システム端末のアクセスデータ等も行政文書開示によって把握したもの、その最終時刻は超過勤務命令簿の終業時刻より早かった。そのため、発症直前の1か月を含む3か月の時間外勤務について、超過勤務命令簿の終業時刻が22時の日は23時が、23時の日は24時が実態である等という従前からの主張を繰り返した。根拠は上司が時間外勤務を22時までに制限した、あるいは1か月の時間外勤務を100時間に制限したというものであり、それに沿う複数の当時の職員の回答（当局調査）があった。

オ 他には、家屋評価の業務のうち、主従2人のペアで現地調査に行く日は休憩は30分しか取得できないと主張した。

カ 結果として、東京地裁では、始業時刻はログオン時刻ではなく、所定の8時30分、終業時刻は超過勤務命令簿の終業時刻、休憩は午前及び午後に5件以上の現地調査があった日は30分（その余1時間）と判断され、発症直前の1か月の時間外勤務は95時間48分と認定された。

キ 業務実態の把握のため、家屋評価事務取扱要領、現場調査マニュアル等の他、成果物たる評価対象家屋について、使用等された図面等も行政文書開示によって取得し、これらに基づいて現地調査を始めとする家屋評価の業務実態を主張立証した。

ク 同僚職員の自死とは、同じ家屋係の1年目の新入職員が原告を超える長時間勤務に従事し、2017年2月4日（推定）、縊死したものである。その職員の時間外勤務時間数等は求釈明を通じて把握し、原告の業務実態の補充を主張立証し、また、前記自死による精神的負荷を主張立証した。

ケ 証人尋問は、原告本人の他、同じ派遣職員であった地方公務員（派遣後は従前からの自治体で勤務）について実施し、業務実態を具体的に立証した。

コ 証人尋問を踏まえた最終準備書面を当事者双方が提出し、当初の判決言渡し日2024年1月7日が2025年1月16日、同月27日と延期となつたが、敗訴判決であった。

（2）東京高裁

ア 高裁においては、控訴理由書と若干の甲号証を提出しただけで、控訴人本人の再度の尋問は申請しなかつた。

イ 控訴理由書では、冒頭に令和7年3月7日最高裁判決、特に三浦守補足意見全文を引用して「前記最高裁判決の補足意見が言及した過重性の判断のための行政基準について、斟酌することは許されるがこの行政基準に該当しないからといって形式的に過重性を否定してはならない」という当然のことが本件では履行されていないのである」と主張した。

ウ いわゆる一回結審となつたが、高裁の裁判長は「微妙」である旨法廷で告げていた。

エ 高裁において、逆転勝訴判決となつたが、裁判所の判断は次のとおりであった。

①（3）いわき市への派遣に伴う業務内容の変化による精神的負荷—①「人事異動等により急激か

つ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事した場合」該当性

この点については、いわき市派遣から疾病の発症時との間に「相当な時間的懸隔がある」、10月に家屋評価システムが変更されたものの「研修が実施された上、詳細なマニュアルが整備され、不明点があれば他の職員に相談しながら作業を進めていた」こと等からいわき市派遣とシステム変更を「一体的に評価したとしても、これらの点のみでは、控訴人に過重な精神的負荷を生じさせるものとはいえない」「『人事異動等により急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事した場合』に該当するものとは認めることはできない」として、高裁は地裁と同様、①非該当の判断をした。

②長時間勤務による精神的負荷—②「発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1か月当たりおおむね100時間以上の時間外業務を行ったと認められる場合」該当性

この点については、「いわき市では、控訴人を含む他の自治体からの派遣職員の出勤時間の管理は、LGWAN端末へのログオン時刻を記録する方法により行われていたところ、…控訴人は…午前8時30分よりも数分前に出勤してLGWAN端末にログオンしていることが認められる。」「このような控訴人の出勤態様からすれば、控訴人は始業時刻に直ちに業務を開始するための準備として行っていたものと推認され、いわき市もこのような労務実態を容認していたものと解される」「超過勤務時間の認定との関係では、LGWAN端末へのログオン時刻をもって控訴人の始業時刻と認定するのが相当である」として、地裁は所定の午前8時30分を始業時刻と認定していたものの、高裁は午前8時30分よりも数分前のLGWAN端末へのログオン時刻を始業時刻と認定した。

その結果、地裁は1か月の時間外労働時間数を95時間48分と認定していたが、高裁は「本件疾病発症前3か月で65時間53分、2か月で34時間5分、1か月（平成29年1月6日（注：7日の誤記と考えられる）から同年2月5日まで）で97時間21分となる」「本件疾病的推定発症時期が同年2月6日頃と幅のある診断であることを踏まえ、その直前の就労日までの期間（同年1月5日（注：6日の誤記と考えられる）から同年2月4日までの1か月間）について検討すれば、控訴人の時間外労働時間数はおおむね100時間を超えるものであったことを認めることができる」と判断した。時間を増やしただけでなく、期間を調整したのである。

また、本件疾病を発症する直前の対象期間における家屋評価及び賦課事務への従事については、「いわき市への派遣前には固定資産税の家屋評価及び賦課事務に従事した経験はなく、平成28年10月に変更された家屋評価システムを自在に使いこなせる状態でもなかった上、」「繁忙期における当該事務への対応は全く初めてであったところ、これらの事情も上記の精神的緊張の背景にあったといえる。そして、本件疾病的発病前3か月の時間外労働時間は別紙労働時間集計表のとおりであり、上記の繁忙期の前後から事務量が急激に増加し、終業時刻が深夜の22時に及ぶことも頻繁に見られるようになっている。」「以上の事情を総合的に評価すれば、控訴人は、本件疾病的発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務に従事したと認めるのが相当である。」と判断した。

③ 同僚職員の自死による精神的負荷—③「人の生命にかかる事故への遭遇」該当性

この点については、「同僚職員の自死に遭遇したこと自体は、客観的に見て直ちに本件疾病を

発症させるほどの精神的負荷を与えるほどの強度のものであったとはいひ難い」「もっとも」として、「原告は、①原告は、本件同僚職員が自死する前の最後の出勤日である平成28年2月3日（金）の夜に本件同僚職員よりも先に退勤する際、本件同僚職員の様子に異常を感じていたものの、自身も疲れていたため「先に帰るね」と一声掛けるだけで帰宅してしまったことに自責の念を感じ、②原告の担当案件5件が本件同僚職員に割り替えられたことにも責任を感じている旨主張し、本人尋問において同旨の供述をしている。」「これらの控訴人の供述によれば、控訴人は、同じ事務を担当する職員として、本件同僚職員が自死する直前にこれを支援する機会がありながらできなかつたことについて強く責任を感じていたことが認められ、控訴人自身も本件同僚職員と同様に長時間勤務等による精神的緊張を強いられる状況にあつたことも踏まえると、控訴人が本件同僚職員の自死に遭遇したことが本件疾病発症に寄与していることは否定し難い」と判断して、地裁と同様、③非該当の判断をしつつも、本件疾病発症に寄与と評価した。

④総合評価

以上を踏まえて、高裁は、「いわき市への派遣に伴う業務内容の変化等については、そのことのみでは、本件疾病発症前のおおむね6か月の間に業務により強度の精神的又は肉体的負荷を与えるものとは認められないが、長時間勤務による精神的負荷及び本件同僚職員の自死による精神的負荷は、いずれも本件疾病の発症前のおおむね6か月間に生じたもので、一定程度の精神的負荷を与えるものであると認められる。そして、これらは本件疾病的発症と近接した時期に重疊的に発生したものであり、総合的に評価すれば、客観的にみて本件疾病を発症させる程度の精神的負荷を与えるものということができるから、控訴人が従事していた公務と本件疾病との間には相当因果関係が認められる。」と判断して、公務起因性を否定した本件処分は違法で取り消すのが相当として、地裁判決を取り消し、公務外認定処分を取り消した。

5 感想

- (1) 労働時間以外、事実認定は地裁と高裁で変わらず、ログイン時刻をあえて始業時刻と認めなかつた地裁=労働専門部が本来はログイン時刻を始業時刻と認める等した上で、総合評価により救済すべきであった事案と考える。
- (2) 地裁での2度の判決言渡し延期を良い方向で判決を待ったが、結果的に敗訴判決で、高裁の裁判長の「微妙」との発言があったものの、期待できなかつた。
- (3) 控訴人（原告）記載の超過勤務命令簿に記載された終業時刻（22時）よりも1時間遅い、同命令簿には100時間までしか記載できなかつた等の主張については、再度整理して控訴理由書で一覧表にして主張したが、認められなかつた。総合評価には影響があつたと考えるが、客観的証拠を可能な限り追及する重要性を再認識した。

以上

<物故団員>

11月14日 小澤年樹 団員 47期 千川法律事務所 享年63歳

謹んでお悔やみ申し上げます

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れます。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL : 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

＜引受け保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 050-3808-5528 FAX : 03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ25-07055 2025年9月10日)